

議会の役割

中川村議会は、選挙によって選ばれた村民の代表である10人の議員で構成されています。

村議会では、条例の制定や予算の決定など、村政を進めるうえで、大切な事を決める議決機関です。重要な事項はすべて議会の「議決」が必要となります。その決定に基づいて、実際の事務・事業を行って行くのが村長以下の執行機関です。村の仕事が議会で決めたとおりに行われているかどうか、事務の内容を「調査」する権限等があり、村議会と村長は対等の立場で互いに村民生活の向上に努めています。

村議会は、議員全員が議場に集まって開かれる本会議と、本会議で議決する前の専門的審査を行う2つの常任委員会（総務経済委員会・厚生文教委員会）、及び議会運営について協議する議会運営委員会からなっています。

会議には年4回（3月・6月・9月・12月）の定例会と、随時開催される臨時会とがあり、その都度村長が招集します。

【議案審査の一般的な流れ】

村長または議員が議案を提出

↓ （議会運営委員会で検討）

本会議に議案を上程

↓ （提案説明、質疑、一部委員会付託）

担当の常任委員会で審査及び調査

↓ （提案の詳細説明、質疑、討論、一部採決）

委員会での審査結果を受け本会議で審議・議決

（付託案件については委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）